

# 岐阜県養護教諭会

## 令和5年度以降の岐阜県養護教諭会のもち方について

### ◆取り決め事項

- ・会の運営・企画は【小・中】と【高・特】の役員が隔年で運営の中心を担う。  
(今までは、地区別交流会は【小・中】が担当し、講演会は【高・特】が担当してきた。)  
※平成15年に担当を交代している。

### ◆今後の運営について

- ・R4年度から「交流会」「講演会」の活動を再開している。  
ただし、新型コロナウイルス感染症等の状況に応じて、規模を縮小することやWEB開催することや場合によっては延期になることも踏まえる。
- ・R4年度から、交流会→交流会→講演会の3年サイクル始動。  
R4：小中「交流会」 ・ R5：高特「交流会」 ・ R6：小中「講演会」  
R7：高特「交流会」 ・ R8：小中「交流会」 ・ R9：高特「講演会」  
※ただし、WEB開催の場合は、交流会形式にとらわれず、ミニ講演会を取り入れた交流会運営になってもよい。

年度	中心の役員	講演交流会	参考事項
2	小・中 高・特	交流会 中止	・小、中が中心となって行う交流会は中止する。 ・R3年度開催の目途が立っていないため、中部ブロック代表者会講演会の講師選定は保留。 → 従来通りの開催ができないため講師選定は不要となった。
3	高・特 小・中	中部ブロック代表者会 交流会中止	・中部ブロック代表者会(担当県:役員で対応)各県と情報交流等を行い開催とみなす。従来の中部ブロック代表者会は開催しないため、県養会会員に対する講演会等も実施しない。そのため、R3年度も会費の徴収はしない。 ・次年度の交流会に向けて準備を始める。(小・中)
4	小・中	交流会	・地区別交流会は小・中が中心となって企画し、高・特と協力して運営する。R2年度予定していた内容でもよい。(講師を招いての交流会でなくてもよい) ・次年度の交流会に向けて準備を始める。(高・特)
5	高・特	交流会	・地区別交流会は高・特が中心となって企画し、小・中と協力して運営する。 ・翌年度の講演会の講師選定は、小・中が中心になって本年度(5年度)中に行う。高・特の協力を得る。
6	小・中	講演会	・小・中が中心となって講演会を企画し、高・特と協力して運営する。

### ◆令和5年度「交流会」開催における問題点(令和4年11月時点)

- ・令和5年度の新型コロナウイルス感染症の状況は不明であるが、With コロナ時代に対応しなければならない。
- ・施設の会場が定員制限に留意する。
- ・WEB開催となった場合、主催者側がWEB会議システムへの契約をしなければならない。
- ・WEB開催の場合、グループ交流は可能だが、企画・運営者の技術理解が必要である。  
●確認事項・・・他地区への参加をどうするか。

### ◆県養会会費について

- ・令和5年度は、会費を徴収する。会費額は、800円から700円に変更する。

# 岐阜県養護教諭会会則

## 第1章 名称および事務局

第1条 この会は、岐阜県養護教諭会（以下『本会』という）という。

第2条 本会の事務局は、会長の所属する学校におく。なお、本会の所在地は事務局と同一とする。

## 第2章 目的

第3条 本会は、岐阜県養護教諭各部会の連絡連携をはかり、養護教諭の自主的研究と経験の交流を通して学校保健の向上に寄与することを目的とする。

## 第3章 事業

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の養護教諭の交流と連携をはかる。
- 2 学校保健に関する調査研究。
- 3 会誌・会報の発行。
- 4 その他、本会目的達成のための事業。

## 第4章 組織

第5条 本会は、岐阜県小中学校教育研究会養護教諭研究部会及び、岐阜県高等学校教育研究会保健部会養護教諭部会をもって構成する。

第6条 本会は、各部会を地区別に分け、連絡・連携をはかる。

幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校

1 岐阜      2 西濃      3 美濃      4 可茂      5 東濃      6 飛驒

高等学校・特別支援学校

1 岐阜      2 西濃      3 中濃      4 東濃      5 飛驒

## 第5章 役員

第7条 本会は、次の役員を置く。

1 会長：1名      2 副会長：1名      3 理事：地区代表 11名

4 書記：2名      5 会計：2名      6 監事：2名

第8条 役員は、次の方法で選出する。

- 1 会長・副会長は、各部会の長をもってあてる。
- 2 理事は、各部会より選出する。
- 3 書記・会計・監事は、各部会より選出する。

## 第9条

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その責務を代行する。
- 3 理事は、各部会の連絡・連携にあたる。
- 4 監事は、本会の会計の監査にあたる。

第10条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じた時は、第8条に定める方法により補充する。その任期は、前任者の残留期間とする。

## 第6章 会 議

第11条 本会は、次の会議をおき、会長はこれを招集する。

- 1 役員会
- 2 理事会

第12条 理事会は、最高議決機関とし、次の事項を審議し、出席者の過半数の同意を持って決定する。

- 1 予算決算ならびに事業計画に関する事項。
- 2 会期の改正に関する事項。
- 3 役員の承認に関する事項。
- 4 その他、目的達成のための重要事項。

## 第7章 会 計

第13条 本会の運営する経費は、会員の会費をもってあてる。

- 1 会費は、年額700円とする。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第8章 補 則

第14条 本会の会則を変更しようとする時は、理事会の審議を必要とする。

付則 この会則は、昭和61年4月 1日から施行する。

平成 3年7月13日より施行する。

平成 7年4月 1日より施行する。

平成21年6月 6日 改正

平成22年4月 1日より施行する。

平成31年4月 1日より施行する。

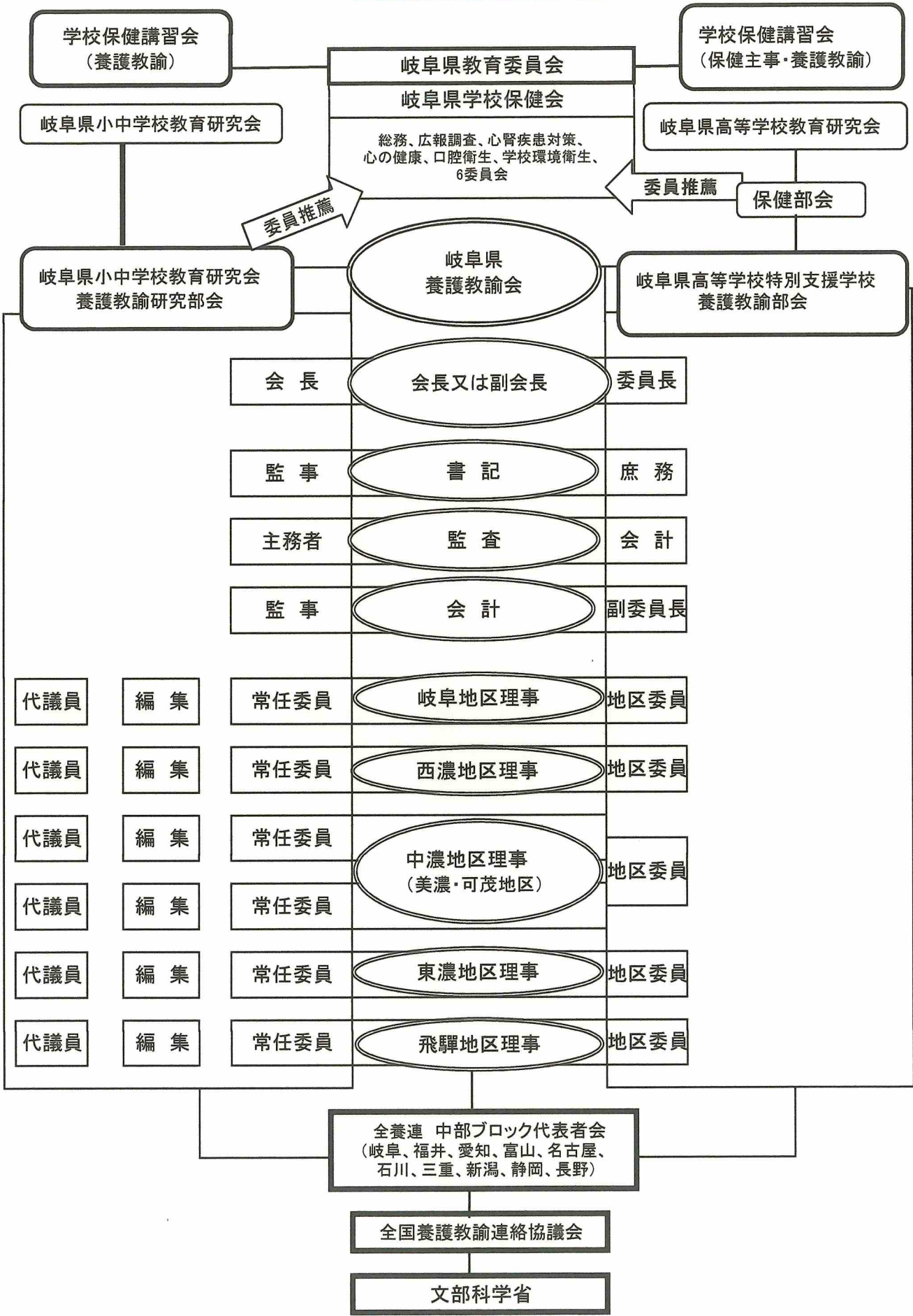
令和 2年2月 1日より施行する。

令和 5年2月 4日 改定

令和 5年4月 1日より施行する。

岐阜県養護教諭会

**組 織 図**



令和4年度 岐阜県養護教諭会 会計報告

収入の部

(円)

項目	令和4年度予算額	令和4年度決算額	備考
会費	0	0	
前年度繰越金	370,717	370,717	前年度より繰越
雑収入	5	2	利息
合計	370,722	370,719	

支出の部

(円)

項目	令和4年度予算額	令和4年度決算額	備考	
事務費	会議費	40,000	61,586	旅費・会場費
	通信費	3,000	4,910	切手代・振込料
	消耗品費	1,000	400	コピー代
	小計	44,000	66,896	
事業費	大会交流会費	250,000	126,362	地区別交流会
	会誌印刷代	0	0	
	研修費補助	8,000	65,000	全養連参加補助金 (2月3名内1名はウェブ参加)
	小計	258,000	191,362	
予備費	準備費			
	予備費	68,722		
	小計	68,722	0	
合計	370,722	258,258		

収支決算

(収入) 370,719 - (支出) 258,258 = 112,461

(差引金額) 112,461円を次年度へ繰り越します。

上記の通り報告します。

令和5年4月8日

会計 水野 義美

会計 渡部 美佐



監査報告

本会計が適切に執行されたことを証明いたします。

令和5年4月8日

監査 近藤 亜樹

監査 佐藤 愛

